

こどもデータ連携実証団体（令和5年度実証開始団体）公募要領

令和5年1月27日

内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官
(子どもの貧困対策担当)付
内閣官房こども家庭庁設立準備室

1 事業の趣旨

こどもを取り巻く環境は、貧困・虐待などますます厳しさを増している一方、困難を抱えるこどもや家庭ほどSOSを発することが難しいことから、プッシュ型支援の重要性が指摘されている。そこで、地方公共団体において、こどもや家庭に関する教育・保育・福祉・医療等のデータを、分野を越えて連携させることを通じて、情報を分析し、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型支援につなげる取組（以下、「こどもデータ連携」という。）の推進に向けて、実証事業の実施により課題等の整理を行い、地方公共団体がデータ連携に取り組むためのガイドラインを策定するため、本事業に参加する地方公共団体を公募する。

本事業は、これまでデジタル庁が『こどもに関する各種データの連携による支援実証事業（以下、「デジタル庁実証事業」という。）』を行い、地方公共団体でデータ連携を進める上での課題等について整理を行ってきた成果・蓄積を引き継ぎ、令和5年4月に創設されるこども家庭庁が実施するものであり、これまでの政府における検討状況にも留意すること（2-2(1)項を参照）。

2 事業の概要

2-1 事業の概要

(1) 主体

実証事業に参加する主体は、地方公共団体（都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。））とする。なお、複数の地方公共団体による共同応募や地方自治法上の一部事務組合や広域連合による応募も可とする。（詳細は3-1(1)項を参照）

(2) 事業の目的

本事業は、デジタル庁実証事業等を踏まえ、地方公共団体がデータ連携に取り組むためのガイドライン策定に向け、以下の点を検証することを目的とする。

- ① 困難の類型（虐待・貧困・不登校・いじめ・ヤングケアラー等）に応じて、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見するために連携が必要なデータ項目を整理し、困難の類型との関連性及び連携方法を明らかにする。
- ② 潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見するため、地方公共団体内で分散管理されていたデータの連携のみならず、地方公共団体外（NPO等民間団体、他の市

町村・都道府県等)が保有するデータの活用が有用な場合に、必要な体制やシステム、個人情報の取り扱い等について整理する。

- ③ データ連携による一次絞り込みの結果を踏まえて、人による更なる絞り込み(データを踏まえ支援の必要性に関する協議)や支援のために共有することが望まれる(支援を行う際に有用となる)データ項目やその共有のタイミング・方法等を整理する。
- ④ ③による絞り込みの結果を元に、関係機関等において、支援の必要性や具体的な支援方法等について検討がなされ、支援につなぐ取組を実施することで、関係機関間の望ましい連携体制や課題等を整理する。
- ⑤ 事業を通じて得られた成果・課題を踏まえ、令和5年度末を目途に、地方公共団体がデータ連携に取り組むためのガイドラインを策定する。ただし、その後の地方公共団体における取組状況も踏まえ、見直しを行い、定期的に改訂するものとする。

(3) 実施内容

採択された地方公共団体等(以下、「採択団体」という。)は、前項を達成するため、以下の項目への取組を想定する。

○データ連携により潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握する取組【前段の取組】

- A) 虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラーに係る困難の類型について、地方公共団体部局間のデータ連携に取り組む。
- B) 虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラー以外の困難の類型(例：貧困、高校中退、非行、ひきこもり、産後うつ、発達障がい等)について、地方公共団体部局間のデータ連携に取り組む。
- C) (虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラー、その他の困難の類型について)地方公共団体外の各種団体(法人格のない任意団体を含むNPO等民間団体、他の地方公共団体、都道府県等)とのデータ連携に取り組む。

○データ連携による絞り込みの結果を踏まえて、支援につなぐ取組【後段の取組】

- D) データ連携による絞り込みの結果を踏まえて、当該の子どもや家庭への支援の必要性を精査したうえで、地方公共団体内の組織や機関(児童福祉部局、市区町村子ども家庭総合支援拠点、学校、教育委員会等)において適切な支援方を検討し、必要な対応を行う。
- E) データ連携による絞り込みの結果を踏まえて、当該の子どもや家庭への支援の必要性を精査したうえで、地方公共団体外の支援組織(法人格のない任意団体を含むNPO等民間団体等)において適切な支援方を検討し、必要な対応を行う。

採択団体は、【前段の取組】のA)B)いずれか(もしくは両方)の困難の類型を選択し、C)に取り組むかを判断する。また、【後段の取組】のD)E)のいずれか(もしくは両方)を選択し本実証事業に参加するものとする。【前段の取組】のみ、【後段の取組】のみの取

り組みは不可とする。

なお、B)、C)、E)への取組を含めた実証計画を提案した団体を優先的に採択する。

2-2 応募にあたっての注意点

(1)公募に応募する者は、以下の点に留意すること。

- ・本事業の参加者は、以下の点を踏まえた実証計画を策定し、本実証事業にあたること。
 - こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について（令和3年12月24日閣議決定）
 - デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）
 - デジタル庁実証事業及びデジタル庁の「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」（令和3年11月～）
 - デジタル庁が策定した実証事業ガイドライン（令和4年6月17日 こどもに関する各種データの連携に係るガイドライン策定検討委員会）（URL：
<https://www.digital.go.jp/news/e91b13a9-fcee-4144-b90d-7d0a5c47c5f0/>）
 - 内閣府の「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた研究会」
 - 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の動向
 - こどもに関するデータ連携に関する関係各府省の施策

(2)採択団体は、以下の点について全て順守すること。

- ・事業計画書の公開を了承すること。また、こども家庭庁が別途契約する「こどもデータ連携実証事業の検証に係る調査研究」を委託する事業者（以下、「検証受託事業者」という。）の調達において、入札を検討する事業者から求めがあった場合の開示を含むものとする。
- ・採択団体における業務や情報システムの運用、データの取扱に係る関係法令等の運用については、当該採択団体が責任を担うこと。
- ・こども家庭庁、内閣府、関係省庁及び検証受託事業者との連携を密にし、検証に協力すること。
- ・こども家庭庁及びこども家庭庁が指定する者による採択団体への現地調査（ガイドライン策定等に向けて、現場の実態などを正確に把握するために行う調査）を受け入れること。
- ・採択団体の担当職員は、事業実施状況を把握し、オンライン会議等の手法により、定期的（最低でも1か月に2回以上を想定）及びこども家庭庁の求めに応じて報告すること。
- ・こども家庭庁における本施策の効果検証に関する協力やデータ提供を求めることがある。例えば、本事業により新たに支援が必要になったこどもを何人把握し何人のこどもを支援につないだのか、どの困難の類型に対して、どのデータ項目が有効だったのか、

事業目的に対してどのような成果が得られたのか等の効果検証などが想定される。

2-3 実証期間と採択団体数

実証期間は、検証受託事業者と採択団体等との契約日（令和5年5月～6月頃を想定）から令和6年3月31日とする。

採択団体数は、予算の範囲内で、応募状況を鑑み決定することとする。

3 応募手続等

3-1 応募手続

(1) 応募者

応募者は、地方公共団体とする。なお、複数の地方公共団体による共同応募や、地方自治法上の一部事務組合や広域連合による応募も可とする。その場合は、幹事となる地方公共団体を定めた上で、当該地方公共団体が事業計画書を提出すること。

(2) 応募に必要な資料

①事業計画書

本事業への参加目的、困難の種類（虐待、貧困、不登校、いじめ、ヤングケアラー等）においてどのような体制で、どのようにしてデータを連携し、どのように支援へとつなげていくのか、また、それらをどのように検証していくのか、このような内容を含む事業計画書を作成し提出すること。なお、データ連携の実証において、本事業（1年目）における検証内容では不十分であり、2年目も継続して検証を希望・計画する団体は、2年目に実施予定の内容も記載すること。その場合でも、経費は令和5年度分のみ提出を可とする。なお、2年目については、国の予算が確保・成立できた場合を前提としており、現時点において確約するものではない。

②補足説明資料

事業計画書のほか、応募者において、実証事業に関連した事業を実施している場合には、必要に応じて関連資料等を添付すること。公開資料等、既存資料を適宜活用しても差し支えないが、当該資料のどの要素が実証事業に関連するか明記すること。

【事業計画書の必須記載事項】

○応募団体の概要

- ・ 応募団体の名称
- ・ 代表者氏名
- ・ 担当者名（所属・役職・氏名）及び連絡先（電話・Eメールアドレス）
- ・ 応募団体におけるこどもに関する各種計画、戦略、方針、組織体制等

○事業の実施計画の詳細

- ・ 実証事業の実施概要

- ・本事業で取り組む困難の類型（虐待、貧困、不登校、いじめ、ヤングケアラー等）
- ・2-1(3)項のうち、どのケースを検証するのか
- ・参加関係者の体制、役割等がわかる全体像（総括管理主体、データの保有・管理主体、分析主体、活用主体の体制、支援につなげる体制など）
※総括管理主体、保有・管理主体、分析主体、活用主体等は、デジタル庁が策定した実証事業ガイドラインを参照
- ・実証事業で連携するデータ項目
- ・実証事業で連携するデータの取得方法及び管理方法
- ・実証事業で連携するデータ共有の流れと個人情報の適正な取扱い（関係者との共有方法及びアクセスコントロールに係る技術的及び制度的な考え方）
- ・実証事業で使用するシステム等の構成図
- ・実証事業で連携するシステム開発・運用事業者並びに支援団体等（以下、「参画事業者等」という。）、関係機関（医療機関、学校、民間の各種団体等の支援機関等。本事業の目的の達成に必要であると認められる場合は幅広く認められ得るため、疑義がある場合は6項に示す連絡先に問い合わせること。）等を含む実証事業の実施体制
- ・発見した子どもや家庭について、支援の必要性を判断し、適切な支援方策を検討するための方法や体制の具体例
- ・支援が必要であると判断した子どもや家庭に対し、想定される支援方策の具体例
- ・上記の支援方策の担い手となる機関・団体・専門職等の名称やそれぞれの役割について
- ・検証項目に係る検証方法
- ・実証事業で発生、取得した財産等の帰属先(事前に参画事業者等と整理すること)
 - ・令和6年度の実証事業計画（予定）
- ・3-3項を参照し本事業に必要な経費の一覧（「費用内訳・予定額（令和5年度）」の様式）を提出すること
※作成に時間を要する場合は、次項に示す第一次提出期限までに概算見積を提出し、第二次提出期限までに内訳を含めた詳細見積を提出すること。

(3) 提出期限

- 第一次（必要な経費の一覧、参画事業者名を除く、事業計画書ならびに補足説明資料の提出〆切）：3月24日（金）17時
- 第二次（必要な経費の一覧、参画事業者名を追記した、事業計画書ならびに補足説明資料の提出〆切）：4月7日（金）17時

(4) 提出方法

- ・提出書類(事業計画書及び補足説明資料)は、6項に記載する連絡先へ電子メールにより提出すること。

- ・用紙サイズはA4 縦版横書きを原則とし、日本語で作成すること。
- ・送信メール件名は「【応募団体の名称（例：〇〇県〇〇市）】事業計画書（令和5年度こどもデータ連携実証事業）」とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が10MB を越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3 開庁日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて照会すること。

3-2 委託候補事業の採択

(1) 選定方法

技術等審査委員会を設置し、(2)に記載しているポイントを踏まえ、書面審査により選定する。なお、(3)及び(4)に記載のとおり、評価に際し、応募者に対して追加資料の提出やヒアリング、提案内容の修正等を求める場合がある。

(2) 選定のポイント

選定に当たっては、主に以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。なお、以下に挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

① 事業の内容に対する適切性

応募の内容が実証事業の趣旨・目的・内容に合致し、それに応じた結果・効果が見込めるか。

② モデル性

採択団体による主な実施内容を踏まえた取組になっているか。

③ 事業の実現性

- ・提案に事業の目的を達成する計画が示されているか。
- ・提案に当該団体の事業における戦略・方針等が示されているか。
- ・個人情報保護や倫理面での具体的な取り組みについて検討されているか。

④ 遂行能力

- ・本事業を遂行するために必要な人員・体制を構築しているか。
- ・本事業を実施するため、参画事業者、関係機関、(複数の地方公共団体と共同で応募する場合)地方公共団体等との連携・協力体制が構築できているか。
- ・事業実施スケジュール、事業計画が無理なく組み立てられ、本事業の確実な実施・運営が見込めるか。

⑤ その他

- ・その他特筆すべき提案があるか。
- ・提案内容を踏まえて、3-3項に示す経費の見積になっているか。

(3) 提案内容の確認・修正

選定は提出された事業計画書に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等又はヒアリング等を求めることがある。

例えば、団体規模やシステム構成に応じた多様なケースを想定して他の地方公共団体による提案とのバランスを考慮したり、複数の地方公共団体間での効果検証等のため、特定の事業の実施や特定のデータ項目の共有・協議を求めたり、本事業の対象として提案内容の一部のみを採択する場合がある。また、当該修正等の可否は、評価に影響する場合がある。

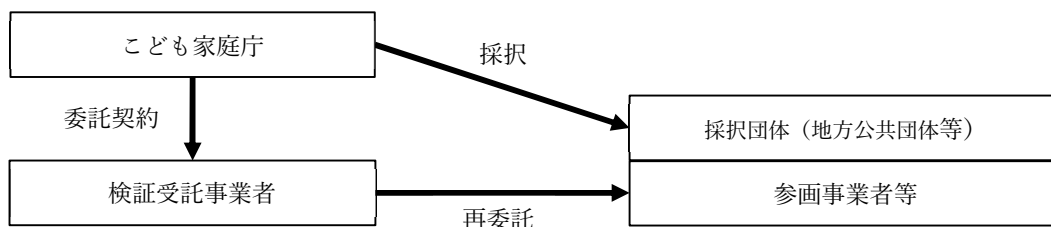
(4) 提案の採択

こども家庭庁は、令和5年4月を目途に、応募した地方公共団体等に対して、採択結果の通知を行う。採択事業については、必要に応じてこども家庭庁と採択団体との間で調整の上、2(3)項の例示と同様に修正等を行うことがある。なお、提案時に提出した事業計画に変更が生じた場合、(2)に定める各種項目が選定時と同じ水準で引き続き担保できることが認められる場合に限り、申請の上、承認するものとする。

3-3 実証事業の体制と経費の規模等について

(1) 実証事業の体制

採択団体は、検証受託事業者の下で本事業を行うこととし、実証事業により発生、取得した財産等の帰属先及び実証事業に係る責任分担など、実施に必要な事項について、応募時での整理を踏まえ、検証受託事業者との間で協議を行い明確にすること。



(2) 経費の規模

地方公共団体が提案する実証事業における経費の規模は、1団体当たり8千万円程度を想定している。

(3) 経費の範囲

本事業の遂行及び成果の取りまとめに必要な経費（消費税込み）の範囲は以下のとおりとする。なお、不明な点は、6項に示す連絡先に問い合わせること。

- ・連携データの取得に必要な経費（システムへの連携データの入力費用、既存システムのデータ変換・抽出に必要な費用等）
- ・連携データの共有に必要な経費（データ連携のためのシステムの整備・改修役務の費用、回線・アプリケーション等の利用料、関係機関において連携データを利用するための端末費用等）

- ・データ連携により発見した潜在的に支援が必要な子どもや家庭を支援につなぐ際に必要な経費（データの受け渡しに要する費用や、本事業に特化した行政と支援組織を繋ぐコーディネーター等の委託費等）
- ・効果の検証等に必要な経費（検証に必要なデータの収集・分析費用やシステムの整備・改修の費用、分析ツールの導入費用等）
- ・その他の本事業の実施に当たり直接必要となる経費

(4) 対象外経費

- ・応募団体や参画事業者における通常の運営経費
- ・本事業の実施に直接必要となる経費以外に発生する経費
- ・実証期間外に発生する経費
- ・同様の事業において、国等から別途、補助金、委託費等により給付決定されている経費（全部、一部は問わない）

(5) その他

検証受託事業者と採択団体等との契約書に定められた用途以外への使用は認められない。なお、採択事業に係る予算計画書等は、子ども家庭庁と検証受託事業者との契約締結までに、採択団体と子ども家庭庁が協議の上、内容の修正を行うことがある。

4 本事業の報告について

4-1 中間報告

採択団体は、子ども家庭庁の求めに応じて検証受託事業者が行う中間報告の策定に協力しなければならない。当該報告は、定期的な実施状況の報告（2-2項を参照）とは別に、進捗状況の直接的な把握や、成果分析の方向性の検討及び将来的にこれまで子どもデータ連携に取り組んでいない地方公共団体が利用できる汎用的な仕組みの検討を目的として実施する。なお、報告の時期や様式等の詳細は別途連絡する。

4-2 成果報告書への策定協力

採択団体は、本事業終了後、検証受託事業者が子ども家庭庁に提出する成果報告書の策定に協力しなければならない。また、成果報告書には次の内容を含むものとする。

- ・本事業の取組に至った背景、事業の概要
- ・実施体制、実施スケジュール
- ・事業の成果（参画事業者の実施内容を含む）
- ・直面した課題とその対応策・解決方法
- ・これまで子どもデータ連携に取り組んでいない地方公共団体に横展開を行うために必要な事項

成果報告書の内容を踏まえ、子ども家庭庁が終了評価を行う。その際、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、成果報告書は、子ども家庭庁ホームページ等で公開す

る場合がある。

4-3 データ連携等に係る調査研究との連携

採択団体は、別途契約するデータ連携等に係るガイドラインの素案策定を担う事業者（以下、調査受託事業者）が行うガイドライン・成果報告書のとりまとめ等の作業に際し、求めに応じて連携して行わなければならない。特に4-1項及び4-2項の内容については、本成果報告書の一部となる可能性がある。

5 事業スケジュール

委託事業の実施スケジュールについては、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・令和5年1月 本事業参加団体の公募
- ・令和5年2月 調査受託事業者の調達
- ・令和5年4月 こども家庭庁と調査受託事業者との契約締結、採択団体の内定及び検証受託事業者の調達
- ・令和5年5月～6月 こども家庭庁と検証受託事業者との契約締結、参画事業者等と検証受託事業者との再委託契約締結、実証事業開始
- ・令和5年10月 中間報告
- ・令和6年3月 成果報告

6 公募要領に関する連絡先・応募資料の提出先

内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(子どもの貧困対策担当)付（内閣官房こども家庭庁設立準備室）

担当者 花房、浅野

所在地 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング

メール kodomokatei.dataconnection@cfa.go.jp

電話 03-6550-9454